

平成23年度第2回寝屋川市男女共同参画審議会 要約会議録

日時：平成24年1月20日（金）午前10時～正午

場所：市役所議会棟5階第二委員会室

出席委員：伊藤委員長、玉井副委員長、億委員、岡委員、上田委員、佐々木委員、結城委員、戎谷委員、中谷委員、

事務局：程岡人・ふれあい部長、西本人・ふれあい部次長兼人権文化課長  
松下係長、平田主査、余川書記、東書記

案件：(1) 第4期ねやがわ男女共同参画プランの進捗状況（平成23年度計画）について

(2) その他

事務局：ただ今より、平成23年度の第2回男女共同参画審議会を開催する。本市男女共同参画審議会規則第5条第2項の規定により、本日の審議会は成立している。会議の進行については、委員長にお願いしたい。

委員長：先日開催した第1回審議会での御意見・御質問について、事務局から報告をお願いしたい。

事務局：まず1点目、男女共同参画推進センターのホームページのアクセス数について、平成23年度1月～12月で4,092件、月に約340件、1日につき11件前後のアクセスがある。2点目、審議会での進捗状況等がホームページで見づらいという御指摘があったので改善した。寝屋川市のホームページから「人権文化課」の「業務案内」から「ねやがわ男女共同参画プランの取組（ねやがわ男女共同参画プラン推進状況等）」という項目を設け、プランの進捗状況を確認しやすくした。

委員長：次に、第4期ねやがわ男女共同参画プランの基本目標Ⅰ～Ⅶについて、一つずつ事務局から説明をしてもらい、基本目標ごとに委員の皆さんから御意見・御提言をいただく形で進めていきたい。まず、基本目標Ⅰ「男女が共に参画する社会づくり」の説明を事務局にお願いしたい。

事務局：＜基本目標Ⅰの説明＞

委員長：こうしたほうがうまく進むのではないかという御意見があればお願いしたい。

委員：寝屋川市の女性管理職が平成22年4月1日現在で16.2%となっており、徐々に増えているものの審議会等の女性委員の登用比率が21.7%となっていて、若干落ちている。この原因について、どう分析しているか。

事務局：第1回の審議会でも申し上げたが、充て職の問題が大きいと考えられる。団体の長に占める男性の割合が多いので、充て職の場合、審議会

において男性の占める割合が多くなる。また、例えば環境・まちづくり等の審議会については、女性が出にくいということがある。

副委員長：団体の長が出るという慣習を引き継ぐと、構造的に変わらないのではないか。この仕組み自体を見直す方向にはいかないのか。

事務局：今すぐにはなかなか難しいので、今後の課題になろうかと思う。

委員：充て職とは何か。

事務局：例えば、自治会から代表を選出する、民生委員から代表を選出するなど、選出する人を団体等に充ててしまうという形である。

委員長：充て職は職務指定、例えば消防署長は男性が多いので、男性ばかりになってしまうことがある。条例等に拘束されているケースが多いので、それがネックになってしまう。

委員：充て職以外に一般公募等はされていないのが現状なのか。

事務局：男女共同参画審議会以外の審議会でも一般公募はしている。今の審議会では、市民公募委員をできるだけ採用するようにしている。

委員長：充て職の場合も、団体推薦の形ですることでもあると思う。団体の長ではなくて、当該団体に所属する女性を積極的に出してもらおうということも可能なのではないか。

事務局：前回の審議会でも申し上げたように、各団体に対し、女性を推薦してほしいという働きかけはこれからも行っていきたい。

委員：団体の長といえば、自治会長については男性が圧倒的に多い中、最近では女性の自治会長も出てきている。身近な人の話を聞いたが、女性で自治会長をしていると、肩身が狭くて言いたいことも言えない雰囲気があるそうだ。団体の見直しというところでは、地域でもどんどん女性が進出すればいいとは思いますが、ややもすると男性優位かと感じている。

委員長：一部では、ゼロから女性委員を増やす際に、必ず複数の女性委員を充てるようにしているという。そのように女性を孤立させない工夫も大切かと思う。

委員：「女性職員の管理職への登用を、30パーセントを目標に進めます」の部分で、人事権のある人が単に意識を持って行うだけなのか、係長試験を受ける女性職員が少ない理由を分析して実際に取り組むのか、何か具体的な取組があるのか。

事務局：人事室が中心となり人権文化課も連携した中で、女性管理職で「“頑張る”女性職員推進検討チーム」を平成22年度に立ち上げており、いろいろな取組を行っている。例えば、若手女性職員と女性管理職の合同でワークショップを実施したり、外部講師を招いて若手女性職員の研修を行ったりしている。最近行った「男女共同参画に向けたキャリ

「キャリアアップアンケート調査」では、職員の意識調査を実施し、管理職試験を受ける女性が少ないという課題等を克服するべく人事部と共に取り組んでいる。

委員：女性の管理職の登用の問題は、どこでも悩ましいところで、大阪弁護士会ではここ2、3年は役員に女性が1人もいない。多分、どこでもそうだと思うが、キャリアアップすることはしんどいだけでメリットがあまりないからではないか。意識の問題ではなく、例えば夜遅くまで仕事をしているなど、当たり前だと思っていること、構造的なところから直していくべきだ。私は「役員を引き受けてもいいが、会議は昼にしてもらいたい。」とはっきり言う。いろいろな意味でその辺りの改革ができれば、頑張らなくてもなれると思う。「“頑張る”女性職員」だけを応援するのではなく、ゆるやかな雰囲気の方が気が付けばキャリアアップしていたというような状況が必要だ。そうなれば多分男性も楽になる。男性が一生懸命、頑張っただけでキャリアアップした場合、その分家庭にしわ寄せがいく。女性の意識に訴えて何とかキャリアアップさせようとするほど、それに対する反応は冷ややかなものになるのかもしれない。また、女性間格差が生じることも問題だ。頑張る女性は男性化しようとし、頑張った女性は頑張らない女性に対して「どうして頑張らないのか」という対応になりがちだ。女性間の温度差もかなりあると思う。男性もそうだが、大部分はそんなしんどいことはしたくない。でも男性は頑張っただけで昇進していくことが運命付けられている部分が多少あり、そのコースから外れていると、世間の目が厳しい。一方、女性は世間体を気にしない。ワーク・ライフのライフの部分重視を重視して、考えないといけないことも抱えているものも男性より多いからだ。キャリアアップしてもやっつけていけるような雰囲気作りをしないと、「頑張ろう」だけでは厳しいと思う。

委員長：おっしゃるとおりだ。女性の係長候補者試験の受験率と合格率はどのくらいか。

事務局：資料2の3ページ目5番「女性職員の管理職登用を進めるため、積極的改善措置の推進に努め、格差解消を図ります」の部分に記載している。平成22年度は、係長候補者試験の対象者は916人で、うち女性は477人。全体の受験者数は90人で、うち女性は16人。男性の受験率は16.9%で合格率は21.6%、女性の受験率は3.4%で合格率は31.3%だ。女性の受験者数は少ないが合格率は高い。資料3の2ページ目4番「女性職員の管理職への登用を30パーセントを目標に進めます」ということで、今年度取り組んでいる施策の内容を記載している。

委員長：平成22年度では女性の係長試験受験者の3人に1人は合格していて、合格率は高いが、受験者数が少ないというのが最大の問題だ。

事務局：「男女共同参画に向けた職員のキャリアアップに関するアンケート」では、昇任意欲だけでなく、職場環境や仕事のやりがいについても尋ねている。また、女性職員に対するワークショップの参加者からは、「キャリアアップについて考える良い機会となった。」という意見があった。今まで女性を対象としたキャリアアップの働きかけが男性に比べると少なかったのではないかと感じている。

副委員長：その調査結果について報告していただきたい。

事務局：昨年12月末にアンケートを実施したので、まだ集計結果が出ていない。今後何らかの形で結果を報告させていただく。

副委員長：先ほども御指摘があったように「“頑張る”女性職員推進検討チーム」という名称について、“頑張る”という時点で、もうしんどそうな印象なので、改称について御検討いただきたい。

事務局：このチームは平成22年度に立ち上げてもうすぐ3年目に入るので、改称するかどうかも含め、人事室では問題意識は持っているところだ。

委員長：あまりくだけた名称にするのも難しいと思うが、「頑張ろう」ではなく、パワーアップを進めるような名称がいいのかもしれない。

委員：寝屋川市議会議員の女性は何人いるのか。

委員：28人中、女性は6人だ。

委員：寝屋川市は、女性議員の占める割合は高いほうなのか。

委員：会派では7人中女性は私1人であり、寝屋川市が特別高いとはいえないと思う。

委員長：大阪府域では、島本町がかなり高い。国の第3次男女共同参画基本計画では、各政党に女性議員を増やすように働きかけるという提言が入っている。

委員：女性自治会長が増えてきていると思うが、女性として自治会長を務められていて感じる事などをお聞かせいただきたい。

委員：寝屋川市では自治会の会長会というものがあり、私の地区の自治会では2年任期の当番制で理事をしている。その中でも何人か女性はあるが、普段発言するのは概ね男性だ。男性のほうが圧倒的に自治会長としてのキャリアが長く、中には40年以上も務めている人がいる。また、地域に対して男性はキャリアの長さも相まって、睨みが利く場合が多いが、女性の場合は長年自治会長を務めたとしてもそこまで押しや睨みが効かないと感じる。社会的な背景、それこそキャリアを積んできて定年後に自治会長に推薦されて務めている人と、主婦で自治会長を務めている人と

では、発想も対応力も異なる。私は主婦なので、どこかに参加する場合、家庭のことを済ませて夫や子どもに支障がないようにと思っているため、朝から段取りをしてバタバタして出かけることになる。自治会長を務められた方は分かると思うが、自治会長は文書を作成したり役所回りをしたり、細々とした仕事が多い。また、私は副会長を1年経験してから会長になったが、副会長の肩書きで訪問した場合と、会長で訪問した場合では、相手の対応も違うと感じる。会長の場合は、やはり会の代表者だということで、相手も本腰を入れて話を聞いてくれる。

事務局：同じ地域からいろいろな方が来られると対応も難しいので、窓口の一本化という意味で、地域をまとめておられる自治会長の方を中心にお話を聞くという対応になろうかと思う。

委員：基本目標Ⅰでは、女性が意思決定の場にもう少し参画しなくてはならないという課題1と、地域では女性が活動していて、そこにもっと男性が入って男女共同参画を進めていくという課題2があると思うが、課題2で質問したい。資料3の5ページ8番「男性の地域活動への参加を促し、様々な市民が主体的に参加・参画できるよう働きかけます」の部分で、取組として4つ並んでいるが、特に「くらしと人権講演会」や「まちのせんせいバンクの登録促進」、保育所に地域の高齢者等を招いて交流をするなど、これらが男性の地域活動への参加促進にどう具体的につながるのか。ここでどういうことをして参加を促しているのか、具体的な姿勢や考えが知りたい。

事務局：男性の場合、退職するまで地域との関わりをあまり持っていないのが現状かと思う。男性が参加しやすい、地域とのつながりを持つためのイベント等を記載している。例えば「駅前一斉清掃」は地域活動として実施している。「くらしと人権講演会」は、地域ごとに自分たちで企画・運営している講演会で、「地域活動での世代間交流の促進」については、高齢者の一人暮らしの人が多いため、地域の子どもたちと接する場を提供する意図で実施している。「まちのせんせいバンク」は、養成講習会を修了した人が、自分の得意な分野で自分を講師として登録し、自治会や子ども会等5人以上の集まりから依頼があった場合に講師として派遣される制度だ。今まで自分が学んだことや経験したことをいかす場を提供するために実施しているが、同時に地域活動に参画するための一つのきっかけにもなると考えている。

委員長：男性を地域に、ということではいろいろな施策が動いているということだと思う。

委員：自分の地域へ戻っても思うが、今聞いていると、退職してからの関わり

が多いと思う。20年ほど前にPTAに関わっていた時から感じていたが、若いお父さんたちをどのように地域や学校に呼び込んでその人たちの活力を活動にどうかすかが重要だと思う。対象が高齢者ばかりなので、どのようにして若い人の視点を入れるか、活動に引っ張り込めるかが課題だと思う。

事務局：教育関係で言えば、「おやじの会」等で活発に活動している人もいる。実質的に退職した人が多いということで申し上げたが、もちろんここに記載しているものに若い男性が入れないということはない。若い男性で活躍している人は地域の中にも何人かいるので、積極的に働きかけていくことが必要だと考えている。

委員長：資料3の6ページ9番「美しいまちづくり委員」が108名とあるが、女性の割合はどのくらいか。それと防災の問題は重要で、今回の東日本大震災でも男性中心に動いているという問題が如実に表れたと思う。寝屋川市のように過密な地域で大きな震災等が起こった場合にするか。男性目線だとハード面ばかりに目が向いてしまいがちで、ソフト面も含めた防災が非常に重要になる。防災会議について、警察署長や消防署長等、これこそ充て職の世界だと思うが、女性委員は何人いるか。

事務局：現在、防災会議は委員37人中、女性委員が1人だ。

委員長：例えば、公募等で女性中心の防災検討委員会のような組織を防災会議の下に設置するなど、女性の声が反映される仕組み作りが必要だ。女性の視点からの防災や震災後の対応等、日本は本当に遅れていて、阪神大震災を経験した兵庫県の防災会議は、委員60人中女性委員がゼロ、神戸市では1人という状況だ。防災は大きな課題だと思う。

では、基本目標Ⅱについて事務局から説明をお願いしたい。

事務局：＜基本目標Ⅱの説明＞

委員：資料3の10ページ19番「図書・DVD・CD等資料の収集、提供」の予算は、今までに比べて増えているか。また、増えていたとして、男女共同参画に関する図書やDVD等がその金額分だけ増えたということにはならないという解釈でよろしいか。

事務局：今回は交付金もあり、かなり予算が増えている。中央図書館にヒアリングをした中で、どうにかして男女共同参画関連の資料をピックアップできないかと話をしてしたが、実際に資料の内容を一つ一つ確認しないと判断ができないため、男女共同参画の資料が増えたかどうかを検証することは難しい。そういう内容の図書ももちろん購入しているので、記載している予算の中に含まれている。

委員：では、男女共同参画の資料に特化して予算が増えるというわけではないということか。

事務局：市民の方の希望で購入するものもあるので、増えた予算に比例して男女共同参画関連の資料が増えているとは申し上げにくい。

委員長：これは中央図書館の予算であり、男女共同参画推進センターの図書の予算は11ページに24万円と記載されている。

事務局：男女共同参画推進センターの図書については、人権文化課で購入しているので、全て男女共同参画の視点に沿った資料である。

委員長：公立の図書館はとても困っていると聞かすが、中央図書館への今年の補助金はどこから出ているのか。

事務局：住民生活に光をそそぐ交付金でまかなっている。

委員：私は以前、国家公務員として働いていて職場結婚をした。共働きで、子どもが生まれるまでは家事を分担していたが、生まれてからは、母親である自分に家事・育児の負担が多くかかるようになった。自分の実家が遠方なので親を頼ることもできず、体力的にもきつかった。それまではほとんどなかったが、夫とけんかをするようになった。子どもが生まれて数年経ち、仕事がきつくなり病を患って退職することになった。子育ては、その時にしないといけないこと、後回しにできないことが非常に多い。私の母は共働きだったが、主婦である祖母に子育てを手伝ってもらっていたからうまくやっていたように思う。いつまでも女性に負担を強いる社会について、本当に真剣に考えないと、日本が消滅してしまうと思う。

委員長：非常に重要な問題だ。子育てに関連して、寝屋川市の三世帯同居の状況はどのようになっているのか。高度経済成長で都市流入して、核家族が形成されたが、それが女性に負担がかかるような子育ての困難を産み出している。祖父母の孫育てを政策的に行おうという動きもあるが、そういった家庭はうまく対応できる部分があるのではないかと思う。「おじいちゃんの孫育て」のようなキャンペーンで意識に働きかけられるのいいのかもしれない。我々は核家族で子育てが本当に大変だったので、次の世代を見据えた意識形成が必要なのではないか。別居でも近くに祖父母がいる人は、以前と比べればはるかに増えているのではないかと思う。

事務局：今は寝屋川市の三世帯同居の現状を把握していないので調べておく。

委員：私は三世帯同居をしている。孫が生まれた時から息子夫婦は仕事に就いていたので、私が母代りで3人の孫を育ててきた。側面的に協力する家族がいれば、女性もはばたくことができる。嫁は仕事中心の生活で帰り

も遅いが、女性自身が働く意欲があればそれでいいと思っている。よその家庭のことだが、中には祖父母に子どもを預けたくないという母親もいると聞く。適材適所、何が何でも「女性はこう、男性はこう」ではなく、例えば男性が家庭のことをして女性が働くという家庭もあると思う。各家庭の状況・女性の意欲に応じて、適した役目につくのが大切だと思う。

委員：40代半ばの人の中には、男女雇用機会均等法が施行されて、女も男並みと言われつつ、皆の意識は変わっていない中で潰されてしまった人もいると思う。「男であろうが、女であろうが」という発想をしてほしい。男女以前に、「人として」という発想をしないと動かない。また、最近感じることだが、高齢者は発想が自由な人が多い。おじいさんでもおしめを替えることに抵抗がないなど、高齢者世代のほうが発想が緩やかで、現役世代のほうが堅いことが割とある。男女関係なく、余裕のある人がやっていたら、うまくいくことがたくさんあるはずだ。男女共同参画以前の、人としてできることを責任もってする。それは30分でもよいので、その時間は責任を持って行い、それが数珠つなぎになっていけばよいと思う。

副委員長：市民意識調査報告書の40ページを見ると、性別役割分担意識を肯定する人の割合が減っていて男女共同参画が進んでいるかのように見えるが、42ページの「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」や「子どもは3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」等の項目を見ると、実際には男女共同参画が後退しているという結果が出ている。他市の市民意識調査を分析した時、性別役割分担意識について「理想ではなく、自分はどうするか」という問いをしたところ、性別役割分担意識を肯定する人が否定する人を上回った。寝屋川市の調査結果から、実際には性別役割分担意識を肯定する方向に進んでいるのではないかと推察される。分析しないと正確には分からないが、特に男性が、仕事が忙しくて余裕のない状況になっているのではないか。このような現状から、理想ではなく現実の部分では男女共同参画が後退しているということを強く認識せねばならない。

委員長：家事・育児・介護という労働をどう社会的に意味づけるかということと絡んでいるが、男性は「こういうことは男の仕事ではない。」とまだまだ思っているし、女性側も「男の人にはやらせたくない。」という思いがある。家事・育児・介護は、男女問わず人間として当たり前の労働だという認識を、子どもの頃から共有することが大切ではない

か。ワーク・ライフ・バランスの前提だが、家事・育児・介護という人間が存続するための労働を、どのように男女が当たり前の仕事として共有できるかという方向性を、学校教育から社会教育まで含めて押し出す必要がある。

委員：「子どもは3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」という項目が理解できない。私は、3歳どころか子どもが大きくなるまで母親の手で育てるべきだと思っている。生後半年から子どもを保育所に入れているが、私自身は育てている自信がある。父親の手も必要だが、母親の手で育てるといよりは「私が絶対育てる」と思っている。だから「子どもが3歳くらいまでは、母親は働かずに家にいて育児をすべきだ」という意味であれば、そう書くべきだと思う。私は、「子どもは3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」という質問に対しては、「それは育てないといけない」と思うし、今も育てている。

委員長：「べきだ」という言葉で、例えば、今自分はしんどいけれどもそうしたい、という気持ちもまた労働の荷重の中で出ている可能性もあり、様々な解釈ができるので限定した質問にしたほうが分かりやすいかもしれない。実際に保育所の待機児数は、定員が増えてもなかなか埋まらないという状況は、寝屋川市でも同じか。

委員：寝屋川市の待機児はゼロだと聞いている。

委員長：全体的に保育所の定員は増えているが、同じくらい待機児も増えている。つまり働く女性の数が増えている。一方で「働きながら3歳までは自分の手で」という意識の人も結構いるのではないか。

次に、基本目標Ⅲの説明をお願いしたい。

事務局：＜基本目標Ⅲの説明＞

委員長：労働は市町村にはなかなか手の出しにくい分野だ。課題3の行政内部についてはできるが、課題1・2については情報提供等が中心になるのはやむを得ない。根本的な男女共同参画のところであるが意見はあるか。

委員：私は長年、民生委員をしているが、最近若年層の離婚が増え、母子家庭になる人が多い。そうなるとう当然、自分で働いて生計を立てることが基本だが、最近の母子家庭で目に付くのが、若い世帯で生活ができない場合に「離婚して母子家庭になれば生活保護を受けられる。」という風潮だ。そして生活保護を受けて生活している。行政は職場の紹介をしているが、本人の自立精神が欠けているように思えて仕方がない。そのような母子家庭の生活保護について、子どもにどのような影響を与えるのかということに常々疑問を感じている。中には「学校にも行かせていな

い。」ということも聞くが、離婚するのならばその後仕事に就いて自活するという気構えが絶対に必要だ。ところが今の若い母親世代は安易に考えていて、離婚してから別れた夫が行き来しているというケースもあるなど、生活保護について常々疑問を持っている。それに加え、教育のあり方というところでどうしたらいいかと頭を悩ませている。市議会議員は地域でよくそういう相談を受けていると思うが、相談を受けた時に、役所の窓口で即対応してもらっていると聞く。地域の実態は地域に住んでいる者のほうがよく把握していることもあるので、市議会議員も相談を受けた時、地域の民生委員と一緒にあって対応してもらえたら防げる部分もあるのではないかと感じている。

委員長：寝屋川市の生活保護世帯はどれくらいか。全国で1割が大阪府であるが、寝屋川市はどのようなものか。意識調査を見る限りでも、10年前と比べ、寝屋川市の経済が傷んでいるのが如実に出ている。

事務局：件数としては把握していないが、予算でいうと生活保護費は年間で約120億円である。国の補助もあるが、実質的に生活保護世帯は多い。

委員：母子家庭が毎年100件ほど増えていて、父子家庭も平成21年度か平成22年度から倍になっているという現状だ。私も生活保護の相談を受けることがあるが、若い人に関しては「まず仕事を」ということで安易に生活保護を受けることを勧めない。それと現在、市では不正を防ぐために生活保護適正化ホットラインを設け、匿名で電話を入れてもらい調査をしている。相談を受けたときには、地域の方とやりとりしながら極力自立をしていく方向で話を進めていきたい。

委員長：労働については基本目標Ⅳと共通し、今の話は基本目標Ⅴと絡むので、まとめて議論したほうがよいのではないか。

事務局：＜基本目標Ⅳ及びⅤの説明＞

委員長：「働く」「生活の安定」それらを支える「ワーク・ライフ・バランス」の話であり、ひとり親の問題も基本目標Ⅴに含まれているが、御意見・御提案等あるか。

委員：仕事上、母子家庭の依頼者が多いが、大概はその親も離婚している。離婚していなくても、親も生活保護世帯である場合が多い。母子家庭の依頼者の親も母子家庭や父子家庭、生活保護世帯であることは見えてきていて、そういう人たちは大抵DVや経済的問題で相談に来ていて、しかも多子である。安易に生活保護に頼らざるを得ない、そうでなければ犯罪ぎりぎりになってしまうので、一時的にでも生活保護を勧めざるを得ないという感覚が現場にあるのではないか。私自身はケースワーカーではないので、現場とは少し違うが、本当の福祉の現場はもっと壮絶であ

ると思う。保護しないと、お金がないので例えば援助交際に走ったり、犯罪的な金融に走ったりすることが目に見える。これは男女共同参画の問題という面もあるかもしれないが、貧困の連鎖という構成の中で解決策を見出す必要がある。しかし安易さという意味では、親が生活保護世帯である場合「保護を受けたい」という発想はありがちだ。かつては「保護に頼りたくない」という気持ちがあり、こちら側が保護を勧めるくらいの人やいたものだが、最近では堂々と「生活保護を申請中だ。」という人が多い。そのような人に対し、「安易だ」「仕方がない」など様々な思いが混在している。縁故に頼れる人の場合は、一旦身を寄せるなどしてから就職する人が多いが、生活保護世帯の場合は実家に帰ったら保護を切られてしまうという話になってしまい、悩ましい。

委員：現に問題を抱えた生活保護受給者の中には、例えばこのような人もいる。病気を抱えた母親がおり、同居している子どもが就職した。それまで奨学金等に費用がかかっていた、やっと就職できたが、まだ生活が苦しい。しかし「同居だから」と生活保護が切られる、というように厳しく対応されている場合もある。一方で、母子家庭といいながら男性と同居同然に生活しているケースもあり、矛盾している。そういう中で私たちは自分が感じた範囲内で意見を言い、対応をしている。生活保護については本当に奥が深い話だと思う。

委員：現在、ホットラインという形で近所同士を監視するようなものがあるが、それ以前に、どのような基準で生活保護の給付を決定しているのか。決定する現場にも問題があるのではないかと。また、先ほどのケースについて私も見聞きしたことがあるが、DVを受けて夫から逃げているにも関わらず、自分の居場所を教えて頻りに夫が来るといった状況がある。さらに、最近若い人も生活保護を受けている。本当に困っているひとり親家庭以外にも、働けないのか働く意欲がないのかは分からないが、引きこもりでずっと家にいて生活保護費で一日ゲームをしているケースでも生活保護が出ている。それらもひとまとめにくくするのが生活保護なのかと矛盾を感じる。今や120億円もの税金が使われており、給付する際の基準についても悩ましいところだ。

事務局：現在、生活保護適正化ホットラインで不正受給をなくす取組は進んでいる。担当のケースワーカーが必ず月1回訪問しており、生活保護を受けなければならない人には受けてもらい、不正受給はなくしていくという取組をしている。今後はその取組をより進めていく必要がある。

委員長：生活保護受給者は高齢者が割合多く、特に寝屋川市は高齢者が多いので、それも視野に入れながら進められればと思う。一方で、生活保護

がもらえなかったために餓死してしまう人が出る事態も問題なので難しい。しかしケースワーカーの数が少なく、悪循環に陥っている。これらは基本目標Ⅴの中に含まれており、男女共同参画の視点から貧困の問題をどうするかを発信できたらと思う。

委員：私は生活保護に関する相談を受けたことはないが、以前の職場で、親が生活保護を受けているために、当たり前のように自分も生活保護を受けようとする人が割とたくさんいた。また、生活保護を受けている人の中には慢性疾患等、心身に疾患のある人も多いと思うが、親に精神疾患があると子どもも精神科に通院することが当たり前ようになってしまっているケースが多く見受けられた。今の仕事に就いて、生活保護担当課の人と話し合っていると、劇的に不正受給者を減らすのは難しいと感じた。生活保護適正化ホットラインには期待していて、報告があったところを調べに行くと、ほぼ100%が不正受給であるとのことだ。ただ、生活保護全体から見た不正受給の割合は、今後見込みでも1%未満にしかならないというのが担当課の予測だ。120億円の生活保護費のうち約50億円が医療費にかかっている。その中で少しでも削減できるよう、肥満や高血圧、糖尿病等の慢性疾患を持っている人が保護を受けているということが多いと思うので、慢性疾患にならないように自治体としてできることはないかと考えている。不正受給に対しては、周りで見ていると解決できることではないのかと思うかもしれない。しかし、国でもできていないことなので、劇的に変える方法はないと感じているが、一つ一つ細かく考えていかなければならないと思う。

委員：ホットラインについて、地域に丸投げして、近所同士で監視させるのはいかがなものか。

委員：「仕事しながら生活保護も受けている」と自慢気に話す人に対して不満に感じている人のガス抜きのような意味合いもあったとは思う。その効果は大きなものではないが、一定の効果はあった。

委員：昨年8月から始まって、昨年末までに生活保護が廃止になったのは2件だけと聞いた。

委員長：基本目標Ⅳ「仕事と生活の調和の実現」で、市役所内部でのワーク・ライフ・バランス、男性の育児休業の取得はどうなっているのか。モデル職場としてワーク・ライフ・バランスを進めることと連動して、女性管理職が増えるという仕組みがベストだ。

事務局：今、男性で育児休業を取得している職員はいない。

委員長：職員数が多くないために、育児休業の対象者も少ないのかもしれない。また育児休業は有給休暇とは異なり、雇用保険は出るが、ボーナスや

生涯賃金に響くので、取得しにくいのかもしれない。育児休業までは取れないが、代わりに有給休暇を取る男性もいるし、また出産前後の休暇は有給なので、そうして育児に対応している男性がどのくらいいるかを把握して公表するのはどうか。次に基本目標ⅥとⅦをまとめて説明してもらいたい。

事務局：＜基本目標Ⅵ、Ⅶの説明＞

DVの相談件数を報告したい。平成20年度の相談の全体件数は718件、うちDV相談件数が96件で13.4%、平成21年度の全体件数は733件、うちDVは100件で13.6%、平成22年度の全体件数は684件、うちDV相談は96件で14%。過去3年の数値を見ると、DV相談の割合は概ね13～14%で推移している。

委員：私はホームページを立ち上げていて、ブログの中で「女性に対する暴力をなくす運動」を載せたところ、市内のある男性から「男性へのDVもあるのに、差別ではないか。」という電話を受けた。その際に、寝屋川市では、大阪府下でも数市しか取り組んでいない「男性のための悩み相談」を実施しているということを説明させていただいたが、男性の悩み相談の中で、男性のDV被害者からの相談の実績はあるか。

事務局：男性のための悩み相談は、月に1回、電話で実施している。相談の内容としては生き方・人生の問題についてがほとんどで、DVについては、22年度、23年度ともに1件だ。大阪府では、昨年11月と12月に男性向けの電話相談を実施し、2日で224件の相談があった。相談内容で多かったのは、労働関係、就職・パワハラ・職場の人間関係等で約23%、精神疾患等が約23%だった。うち、DV被害者の男性からの相談は6件程度で約2.7%、DV加害者からの相談が15件程度で約6.7%あったと報告を受けている。

委員長：大阪府のケースで、病院に入院していた男性のDV被害者が、一時保護をする施設が女性対象の施設ばかりだったので、最終的に高齢者施設に保護されたという話を聞いた。男性のDV被害者のケースは、件数は少ないがある。法律上は男女両性が対象となっているが、現状は女性が中心だ。男性に対する相談や一時保護の仕組みをどう作るかについては、国も万全ではないが、このような問題があることは認識していて、動き始めている。寝屋川市もDVの相談は受けているが、実際に一時保護をするとなると、配偶者暴力相談支援センター機能がないので、直接は保護できない。寝屋川市から一番近い配偶者暴力相談支援センターはどこか。

事務局：大阪府中央子ども家庭センターだ。一時保護については、寝屋川市が

直接対応し、大阪府女性相談センターを通じて行っている。

副委員長：私に関わっている他市では、DVの相談件数が年々増加傾向にあるので、寝屋川市の平成20年度から平成22年度の3年間のDVの相談件数がほぼ同じことが意外だ。そのうち、一時保護に至った件数はどのくらいか。

事務局：以前はあまりなかったが、平成23年4月から急に一時保護の件数が増え、4件ほど一時保護施設に同行した。

委員長：DVの相談件数が減っている男女共同参画推進センターは多い。なぜかというと、警察に直接駆け込むことが非常に増えているからだ。大阪府警で、寝屋川管轄のDVの相談件数を調べて、男女共同参画推進センターのDVの相談件数と合わせると、多分右肩上がりに増えているはずだ。

委員：一時保護の件数が増えていることについては、案外、担当者が変わったことが原因かもしれない。DV被害者の保護は、担当者がどれだけのパイを持ってきたかによると思う。役所によっては、短期間に異動になる。引継ぎがきちりできていても、人が違うと対応が変わっていく。急に増えたというより、スムーズに一時保護につなげることができる何かがあったのかもしれない。一時保護が多ければいいということではないが、こればかりは数値では分からないところが多い。

委員長：もちろん直接、一時保護所や他機関に相談に行く場合もある。対応する人の態度等によって、うまくいくケースいかないケースがあったりするのかもしれない。

委員：今までDV被害は潜在的にあったのか分からないが、恥ずかしさから表沙汰にできない、また、自分に対するプライドもあり、「自分の夫はいい人で、こんなに大事にされて、幸せな家庭を営んでいるんだ」という親兄弟等に虚栄を張りたい部分もある。国や市の取組が活発になり、各メディアでもDVについて取り上げることが多くなってきた結果、DV被害者が相談しやすくなっているという部分では良かったと思う。今後とも、潜在的なDV被害をもっと救済することができる方向に進めていければいいと思う。

副委員長：DVや生活保護についてもそうだが、学習・教育が果たす役割が非常に大きいと思う。スクールソーシャルワーカーと男女共同参画の連携をもっと視点に入れるべきだ。実際に暴力を受けているのが母親であっても、子どもへのメンタルなDVの影響は大きい。その辺りについて、取り組まれていることや計画していることがあれば、教えていただきたい。

事務局：寝屋川市ではすでにスクールソーシャルワーカーを設置している。子どもに対するDVの影響というテーマでは、年度によって講座を開催している。また、相談の現場において、被害者に子どもに対する影響も含めてお話しさせていただいて、決断していただくよう心がけている。実際、昨年度まで一時保護がほとんどなかったというのも、全くなかったわけではない。一時保護先に向かっている途中で本人が翻意して引き返し、一時保護が中止になるなど、途中で二の足を踏む人が多かった。荷物を持って相談に行くような人については、事件化しているなどして直接警察に行かれており、市に相談に来る人は、どうしようか決断する手前の段階での人が多いので、一時保護につながりにくかったと考えている。今年度増えているのは、すでに決断をしている、どうしたらいいかということで来られ、こちらも制度等の情報提供をしてスムーズに支援につながることができたと思う。また、寝屋川市DV被害者連絡会議においては、子どもにも心理的な影響が大きいという側面からもDV被害者支援が必要であるということ、関係機関に啓発している。

副委員長：子どもがDVを見て学習してしまい、将来のDV加害者になってしまうということで、私が関わっている他市の審議会では、積極的にそれを視野に入れてスクールソーシャルワーカーと男女共同参画課の連携を密にし、被害をなくしていくということを中心に押し出して、施策として取り組んでいるので、参考にさせていただきたいと思う。

委員長：文部科学省の方針も、スクールカウンセラーからスクールソーシャルワーカーへと予算の配置もかなり動いている。資料3の64ページのCAPの予算、子どもが暴力に対応するためのプログラムや、教師に対するDVの研修に積極的に力を入れていくのがいいと思う。学校現場でDV家庭の児童が割といるにも関わらず、対応について教師に体系的なDVの知識が与えられていないのは問題だ。教育・医療関係者については、意識的に啓発することが大切だ。その他、事務局から何かあるか。

事務局：平成23年度の審議会は今回で終了である。平成24年度もまた引き続きよろしくお願ひしたい。